

通 知 書

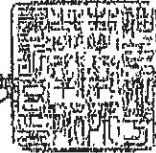
添付資料 3

買受人 三井 環 殿

平成13年6月7日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 山本 和 茂



別紙物件目録記載の不動産について、あなたに対する売却許可決定が確し、代金納付期限が平成13年8月6日と定められたので、通知します。

なお、あなたが納付すべき代金の額は次のとおりです。

金13,200,000円

(注)

- 1 代金を納付するときは、次のものを持参して下さい。
 - (1) この通知書
 - (2) 住民票（自然人の場合）又は代表者の資格を証する文書（法人の場合）
 - (3) 不動産の登記簿謄本（最新のもの）
 - (4) 固定資産評価証明書
 - (5) 印鑑
- 2 上記代金額のほかに、登録免許税額に相当する収入印紙及び不動産1個につき1000円の収入印紙並びに郵便切手若干（2500円程度）を納付する必要があります。
- 3 代金納付期限までに代金を納付しないときは、売却許可決定はその効力を失い、以後代金を納付することはできませんし、提供した保証の返還を請求することもできません。

また、裁判所の口座に代金を振り込んだとしても、上記期限までに裁判所に別途納付の手続を終えなければ代金が納付されたとは見なされない場合がありますのでご注意ください。